

令和6年11月14日宣告

令和6年（わ）第66号 死体遺棄被告事件

判 決

5

主 文

- 1 被告人を懲役1年に処する。
- 2 この裁判が確定した日から3年間その刑の執行を猶予する。

理 由

（罪となるべき事実）

10 被告人は、令和6年8月23日頃、山口県岩国市a町b丁目c番d号A方において、同居中の実父である前記A（当時78歳）が死亡しているのを認めたのであるから、その死体を埋葬等しなければならない義務があったのに、その頃から同年9月9日までの間、その死体を同所に放置し、もって死体を遺棄したものである。

（証拠の標目）

15

省 略

（法令の適用）

罰 条	刑法190条
刑 の 執 行 猶 予	刑法25条1項
訴訟費用の不負担	刑事訴訟法181条1項ただし書

20

（量刑の理由）

被告人は、2週間以上にわたって父親の死体を放置し、その結果死体は高度に腐敗して一部白骨化しており、死者に対する敬虔感情を害するものといえる。被告人は、父親の死亡を認識したにもかかわらず、葬祭や転居に要する費用を捻出できない、手続が面倒であるといった理由で本件犯行に及んでおり、そのような身勝手な動機に酌量の余地はない。

25

一般情状について見ても、被告人は事実を認めているものの、公判廷において悪

いことをしたとは思っていない、父親に対しても特に申し訳ないとは思わないなどと述べており、反省の色は見られない。被告人の生活状況にも鑑みれば、被告人の今後の更生については憂慮せざるを得ない。

5 他方で、本件はこの種事案として特に悪質な犯情とまではいえず、直ちに実刑に処するまでには至っていない。被告人には前科前歴がないことも斟酌すると、被告人を主文の刑に処した上、今回は、その刑の執行を猶予するのが相当である。

（検察官久保田晶子、弁護士山田一清（国選）各出席）

（求刑・懲役１年）

令和６年１１月１４日

10

山口地方裁判所岩国支部

裁 判 官 佐 野 東 吾